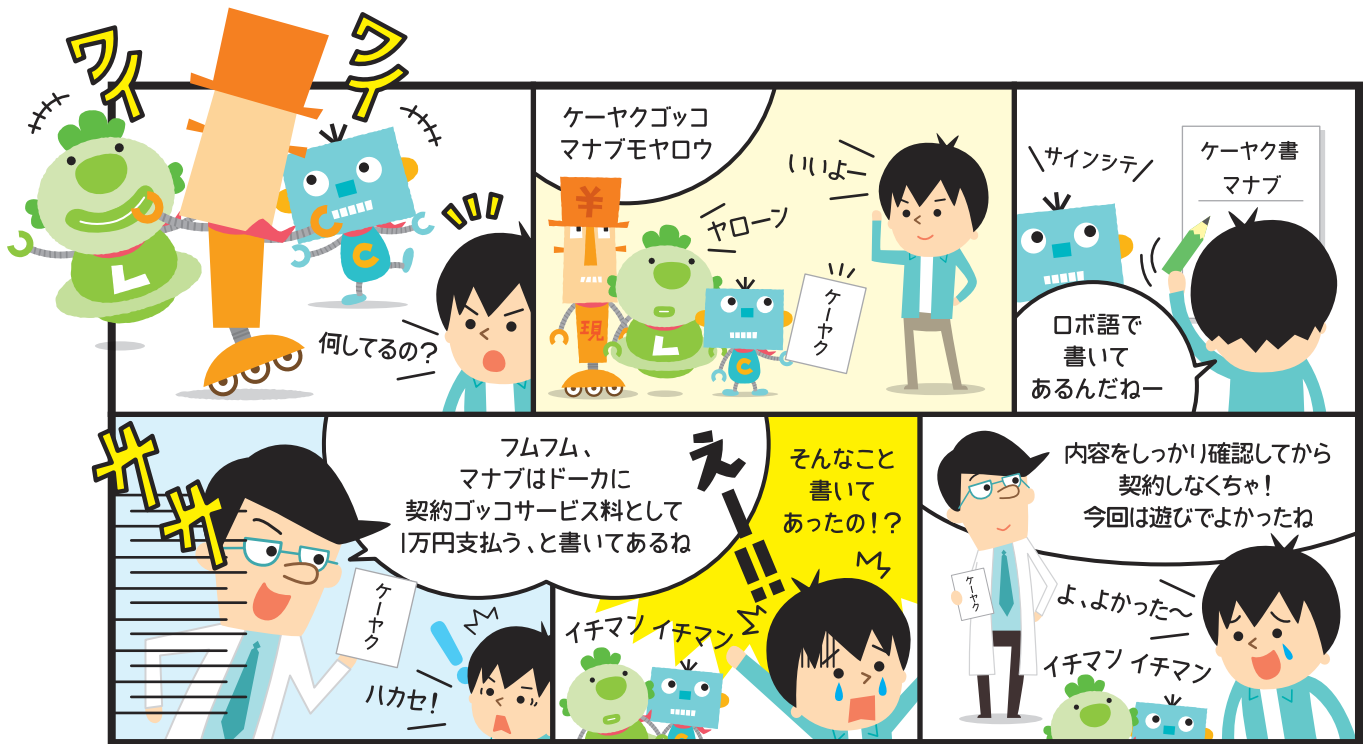
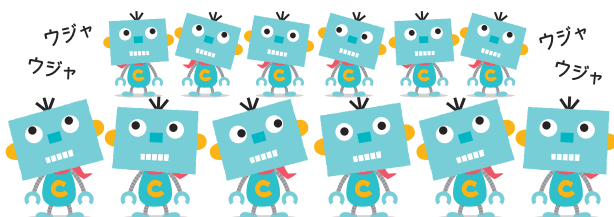


消費者の保護と責任

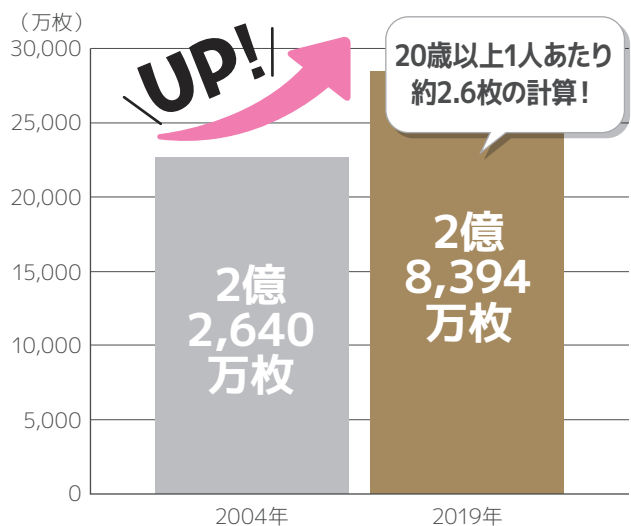


金融取引の拡大

日本を含めた世界中の国々で、金融取引が拡大しています。金融取引という言葉を使うと、企業間の大きな取引をイメージするかもしれませんが、給与が銀行口座に振り込まれることや、商品の購入代金をクレジットカードなどで支払うのも金融取引に含まれます。今や、私達の生活に金融取引は欠かせないものになっているのです。



国内クレジットカード発行枚数の推移



※それぞれ3月末の数字。家族カード等を含むすべてのカードの合計枚数。
 出典：一般社団法人日本クレジット協会「日本のクレジット統計」

！ 消費者の保護

金融取引は生活の様々な場面で行われていますが、すべての人が金融のことを詳しく知っているとは限りません。そこで、消費者が適正に金融取引を行うことができるように、法律によって消費者を保護する仕組みが定められています。代表的なものが、金融機関などが消費者に対して商品の情報提供や説明を十分に行うよう定めたルールです。金融取引を行うときは、情報提供や説明を受けて、よく理解し、納得してから行うようにしましょう。

○ 消費者を保護する法律の例

金融商品取引法

金融商品販売法

たとえばこんな法律があるんだよ！



！ 消費者が果たすべき責任

消費者は法律で保護されていますが、一方で、消費者が果たすべき責任もあります。

それは、自分の買いたいものに関して、自分でも情報を集めて、よりよい選択をすることです。皆さんも高価な買い物をする前には、ネットなどでその商品のことを調べて判断したいと思います。これは消費者として自立するとともに、1人ひとりがよりよい商品を買うように努力することで、社会全体をよくするための行為でもあるのです。金融取引をするときにも、よく調べてからよいものを選ぶようにしましょう。

調べて選ぼう

なるほどー



メグミ
「ワカルカ！」

投資信託
とは？

債券
とは？

リスクと
リターン
とは？

・ 金融取引を行うときのチェックポイント



契約しようとする商品について、よく理解できましたか？



分からない用語や内容について、金融機関に聞いたり、自分で調べたりしましたか？



消費者が支払う手数料や、解約の可否・費用について確認しましたか？



ほかの商品と比較をしてみましたか？



消費者が適正に契約を結べるように、法律でもフォロー

契約の意味

私達は日々の生活の中で、意識はしていなくても様々な契約を結んでいます。日常的な買い物も、正確には売買契約の1つ。契約とは、「お互いの意思が合致したとき」に成立する約束事ともいえます。



! 契約とは?

契約とは、法的な拘束力のある約束のことです。私達は日常の様々な場面で契約を結んでいます。たとえば買い物の場合は、消費者の「ほしい=売ってください」という意思と、お店の「買ってください」という意思が一致したときに、契約が成立します。契約が成立すると、当事者には約束したことを実行する義務が生じます。この場合は代金の支払いと商品の引渡しがそれぞれの義務になります。

一般的に、未成年者の契約には親権者などの保護者の同意が必要です。

○ 契約の例(洋服を買うとき)

① 意思の合致

消費者と店舗の意思が合致したとき、契約が成立します。



② 契約で生じる義務

代金の支払いと、商品の引渡しがそれぞれの義務です。



● 成年年齢引下げ

成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ(2022年4月~)、高校生であっても18歳以上であれば、親権者などの保護者の同意なく、1人で契約を結ぶことができます。ただし、契約違反のペナルティも負うため注意が必要です。



● 契約違反のペナルティ

買い物をしたとき、「〇日までに代金を振込みで支払います」という約束=契約を交わしたとします。その場合、期日までに代金を振り込むという義務を果たさないと、契約違反として、違約料などを支払わなければならないことも。また、カードの利用代金が口座から引き落とせなかった場合にも、延滞利息などが課せられるケースがあります。



予定外のお金を支払う場合もあるので注意!

契約どおりに支払いをしないと、違約金を支払う可能性も!



契約とは、法的な拘束力のある約束。契約に反したら違約料を支払うことも

契約書を見てみよう!

クレジットカードの
利用約款例支払い方法・
利用枠を
しっかり
チェック! /

〇〇カード規約・規定集

第1章 総則

第1条(定義) 株式会社〇〇〇(以下、当社)は、株式会社〇〇〇と提携して発行する〇〇ブランドカードを、〇〇カードといたします。

第2条(会員) 当社所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、入会を申し込まれた方で、当社が審査のうえ、入会を認められた方を「本会員」といたします。

第1章では、カードのサービスを提供する会社名と、提携している国際カードのブランド名などが書かれている。

第2章 ショッピング利用・金融サービス

第1条(標準期間) 本規約においては、前月16日から当月15日までを標準期間といたします。

第2条(利用可能枠) 当社は本会員につき、期日ごとの利用可能枠として、次の利用可能枠を審査のうえ、決定します。

- (1) ショッピング1回利用可能枠
- (2) ショッピングリボルビング払い利用可能枠
- (3) ショッピング分割払い利用可能枠
- (8) キャッシングリボルビング払い利用可能枠

しっかり
\ヨムダノ!

第2章では、利用代金の支払いに関する期間や、利用限度額の設定に関して書かれている。

第3章 支払い方法その他

第1条(約定支払い日と口座振替) 支払い日は毎月10日(当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日)とします。

第4条(遅延損害金) 本会員が会員のカードの利用に基づく、当社に対する約定支払い額を約定支払い日に支払わなかった場合には、期限の利益損失の日の翌日から完済に至るまで、以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

第3章には、支払い期日や期日までに支払いが実行されなかった場合の取扱い、退会やカードを紛失したときの取扱いなどについて書かれている。

・ ネットショッピングも契約になるの? ・

ネットでの買い物も、売買契約にあたります。ネットショッピングの場合は、販売する会社のサイト上に決済方法や送料などの条件、キャンセルの方法など、契約条件が記載されています。契約条件をきちんと読んでから、購入の手続きに入りましょう。

スマホの画面は
最後までしっかり
スクロール!

自立した消費者になるために

>>>
ワ47



1 必要なものか考える習慣を

「これ、ほしい!」と、思わず衝動買いした後、「やっぱり買わなくてもよかったかも」と後悔した経験はありませんか。

ほしいと思ったときには、「自分にとって本当に必要なものか」それとも「単にほしいものか」を考える習慣を身に付けましょう。時間をおくと、買わなくてもすむケースも多くなるはずですよ。

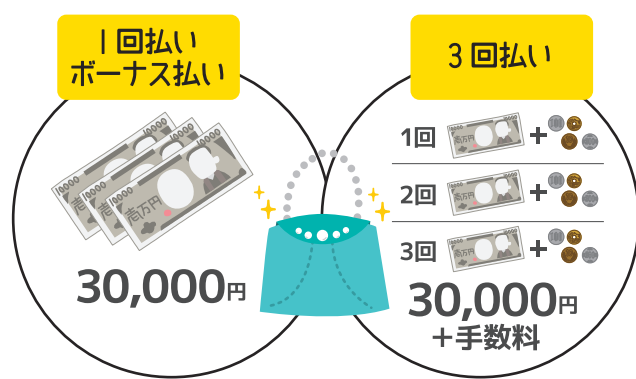
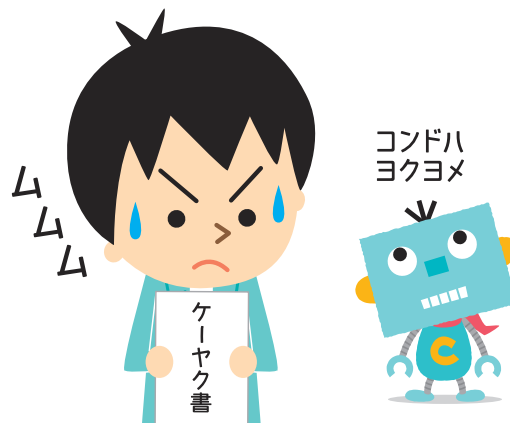


2 価格・条件をよく比べよう

買いたいものが決まったら、どこで買うのが安いのか、値段や機能などをきちんと調べましょう。同じ機能の商品なら少しでも安いお店で買えるように、価格や条件を比較することが大切。ネットの比較サイトなどを上手に活用するのもおすすめです。

3 契約の内容をよくチェック!

実際に契約を結ぶときには、価格だけでなく、支払い方法の選択肢や商品の配送方法、キャンセルしたときの条件など、契約しようとする内容について、細かくチェックしましょう。キャンセルした場合には、違約金などが発生するかどうかの確認も必要です。



4 手数料がかかる支払い方法はできるだけ避ける

自分の手元にあるお金ではほしいものが手に入らない場合、分割払いで買うことがあるかもしれません。

分割にすると手数料がかかるため、購入した金額よりも多く支払うこととなります。同じものでも支払い方法によって支払う金額は変わるので、手数料がかかる支払い方法はできるだけ避けましょう。

5 買い物代金はきちんと記録しよう

カードで買い物をすると、手元のお金が減らず、口座からの引き落としも後になるので、「お金が減った」ことを実感しづらくなります。

とはいえ、支払い日は必ずおとずれますので、きちんとカード別に利用額を集計して、カードごとの支払い日も確認しておきましょう。



支出が収入を超える生活は続かない

高額な買い物などで、月収を超える支出が発生する月もあるでしょう。しかし、支出が月収を超えるような生活は長くは続けられません。収入に見合った支出であるかを、常にチェックする習慣を身に付けましょう。

日頃の習慣が大事!

